

第3回山梨県特別支援教育振興審議会 資料集

1 小・中学校、高等学校における特別支援教育について

①小・中学校における特別支援学級の状況	1
②小・中学校における通級による指導の状況	4
③高等学校における通級による指導の状況	7
④通常の学級に在籍する児童生徒の状況	8
⑤合理的配慮の提供について	10
⑥個別の教育支援計画の作成と活用について	13
⑦特別支援学校のセンター的機能について	15

2 就学前における支援について

①インクルーシブ教育相談チームによる相談支援について	20
②各地区教育支援委員会の設置状況及び助言件数等について	21
③早期からの支援について	22
④就学に係る研修等の実施状況	24

3 病弱教育について

①県内の病院併設特別支援学校・院内学級の在籍者の状況	25
②病弱教育の理解・啓発の取組	25
③富士見支援学校における在籍者数の状況	26
④肢体不自由特別支援学校の重複障害学級在籍者における病弱者数	27
⑤特別支援学校うぐいすの杜学園（病弱）について	28

4 教員の専門性について

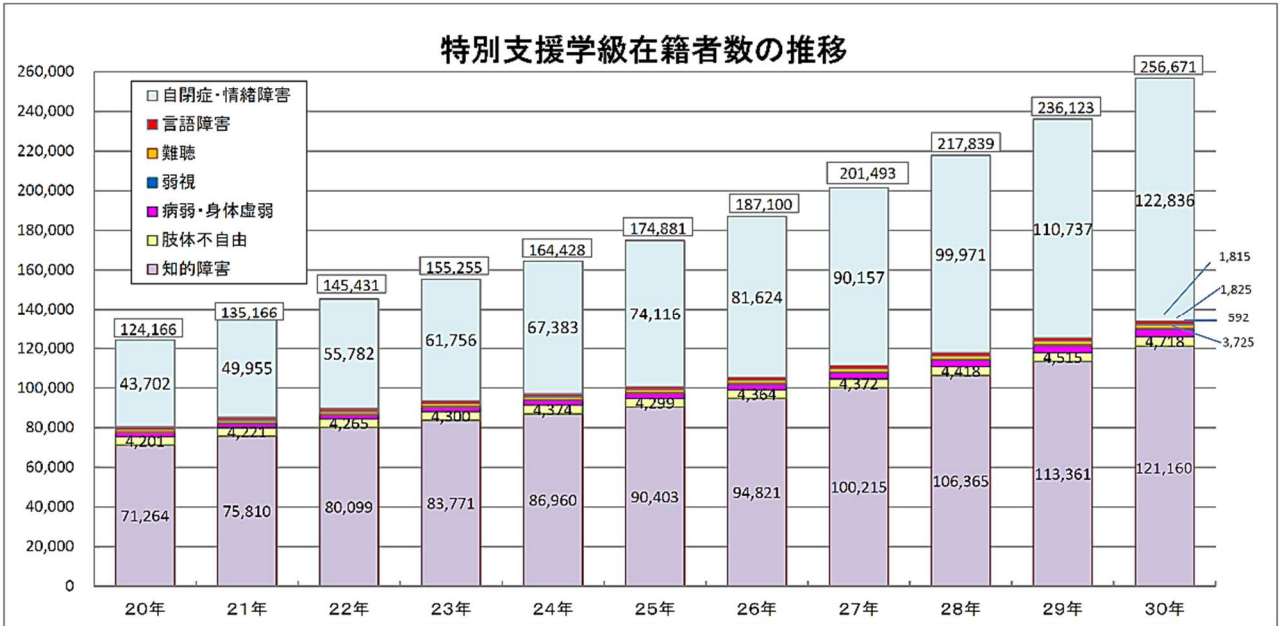
①特別支援学校教諭免許状の保有状況	30
②教育職員免許法単位認定講習受講者の状況	34
③教員研修の状況	36
④学習障害等のある児童生徒への支援体制強化事業	39

5 特別支援教育に係る人的配置について

①学校種間における教員の人事交流	40
------------------	----

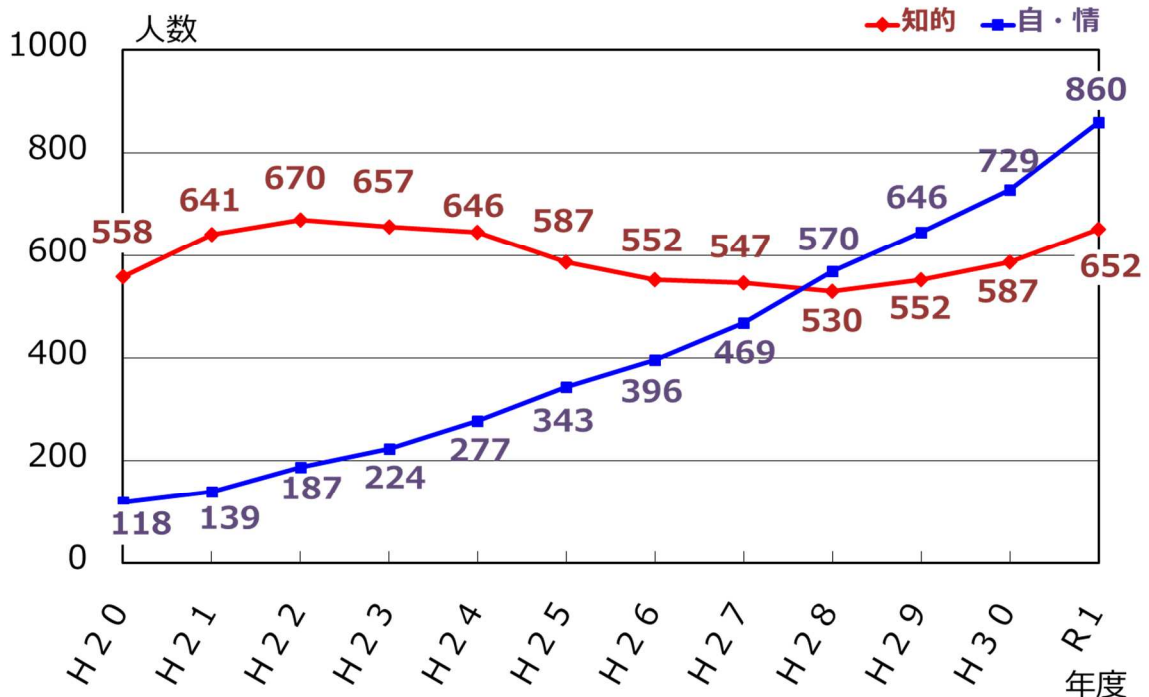
資料1-① 小・中学校における特別支援学級の状況

全国の特別支援学級在籍者数の推移（H20～H30）



(出典) 学校基本統計

本県の知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級在籍者数の推移（H20～R1）



高校改革・特別支援教育課調べ

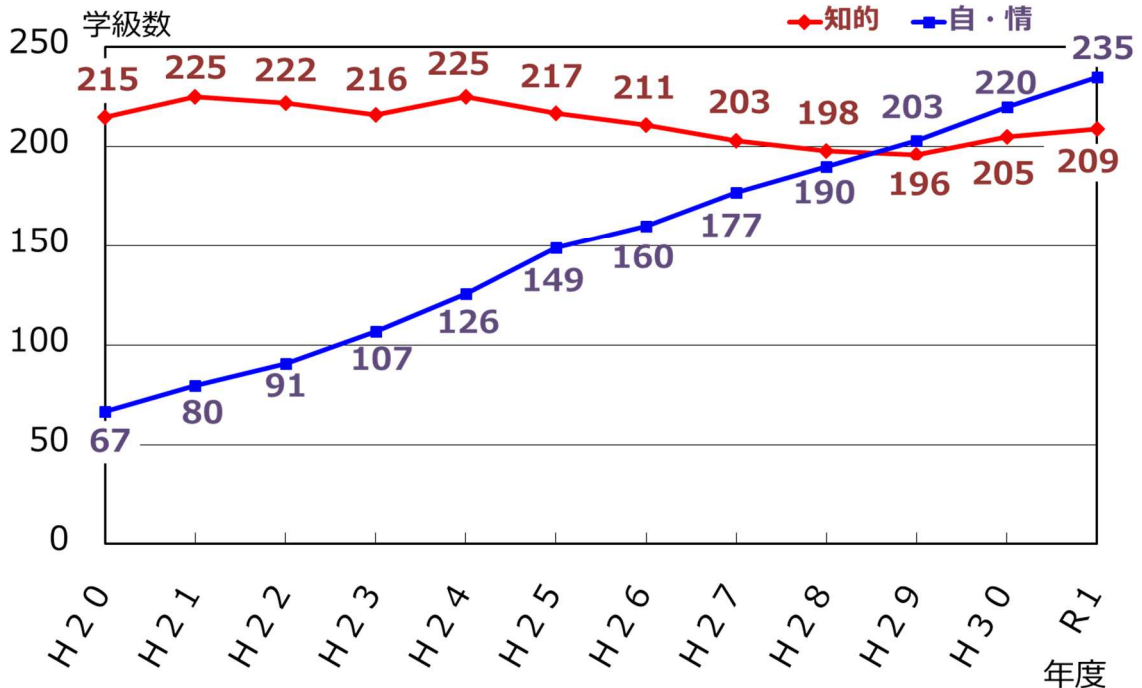
本県の障害種別特別支援学級の編制状況（R1）

	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	209	26	36	7	21	235	534
在籍者数	652	29	38	7	22	860	1608

障害種等			平成30年度			令和元年度			増減	
			学校数(分校)	学級数	在籍者数	学校数(分校)	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数
特別 支援 学級	知的障害	小	134	137	394	135	141	445	4	51
		中	65 (1)	68	193	66 (1)	68	207	0	14
	肢体不自由	小	23	23	25	21	21	23	-2	-2
		中	7	7	8	5	5	6	-2	-2
	病弱・虚弱	小	18 (3)	18	20	29 (3)	29	31	11	11
		中	6 (2)	6	5	7 (2)	7	7	1	2
	弱視	小	6	6	6	4	4	4	-2	-2
		中	2	2	2	3	3	3	1	1
	難聴	小	16	16	18	16	16	17	0	-1
		中	4	4	4	5	5	5	1	1
	自閉症・ 情緒障害	小	139	150	489	141 (1)	159	596	9	107
		中	65 (1)	70	240	68 (1)	76	264	6	24
	全障害種 合計	小	158 (3)	350	952	159 (4)	370	1116	20	164
		中	75 (3)	157	452	75 (3)	164	492	7	40
		小中計	233 (6)	507	1404	234 (7)	534	1608	27	204

高校改革・特別支援教育課調べ

本県の知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級の推移（H20～R1）



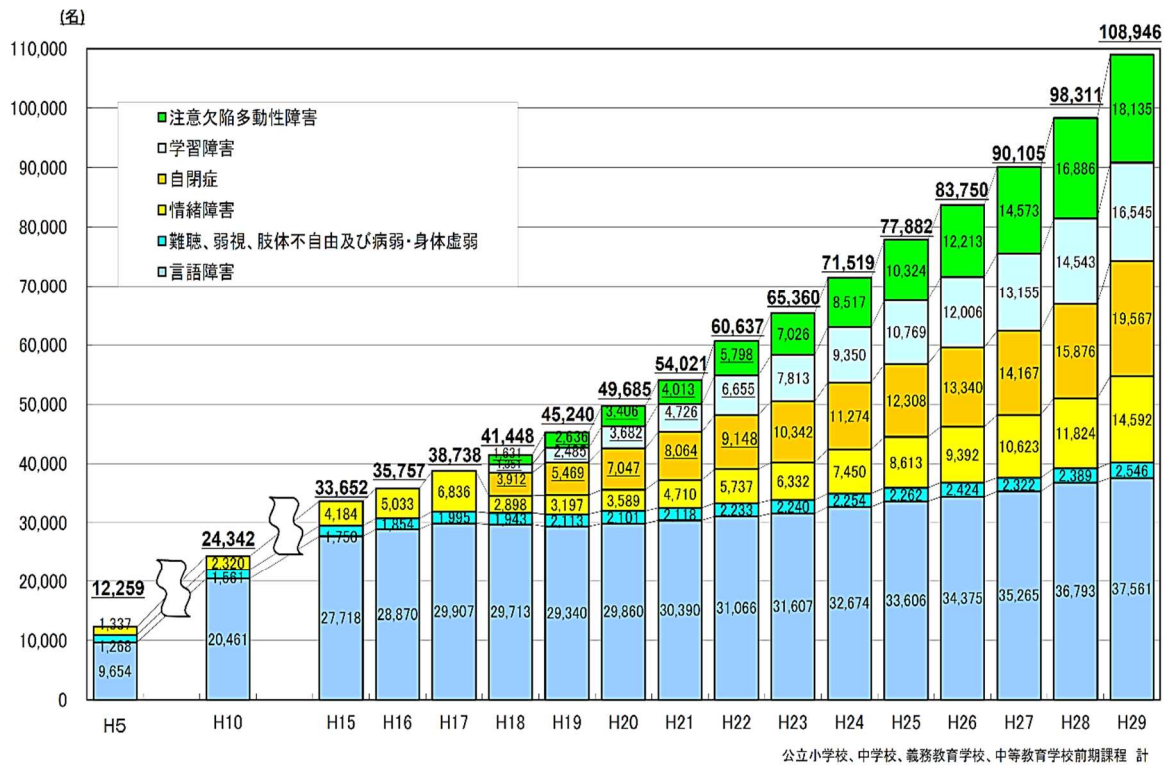
高校改革・特別支援教育課調べ

市町村別の特別支援学級設置数一覧（R1）

市町村	校種	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	計	合計
甲府市	小	25	5	6	1	0	25	62	89
	中	12	1	1	0	0	13	27	
南アルプス市	小	13	2	3	1	3	20	42	57
	中	6	0	0	0	1	8	15	
甲斐市	小	12	1	3	1	4	13	34	44
	中	4	0	0	0	0	6	10	
中央市	小	7	0	1	0	0	6	14	21
	中	3	0	1	0	0	3	7	
昭和町	小	3	0	1	0	0	3	7	10
	中	1	0	0	1	0	1	3	
韮崎市	小	5	1	2	0	1	4	13	17
	中	2	0	0	0	0	2	4	
北杜市	小	9	0	1	0	1	11	22	32
	中	5	0	0	0	0	5	10	
山梨市	小	7	0	2	0	2	9	20	28
	中	3	0	0	0	1	4	8	
甲州市	小	12	2	0	0	1	9	24	33
	中	5	0	0	0	1	3	9	
笛吹市	小	12	4	2	0	0	17	35	48
	中	5	1	0	0	0	7	13	
市川三郷町	小	4	1	1	0	0	2	8	12
	中	2	0	0	0	0	2	4	
富士川町	小	1	0	0	0	2	3	6	10
	中	1	0	0	0	1	2	4	
早川町	小	0	0	0	0	0	1	1	1
	中	0	0	0	0	0	0	0	
身延町	小	3	0	0	0	0	3	6	8
	中	1	0	0	0	0	1	2	
南部町	小	1	0	1	0	0	2	4	6
	中	1	0	0	0	0	1	2	
富士吉田市	小	6	1	3	0	0	7	17	30
	中	4	2	3	0	0	4	13	
都留市	小	3	0	0	0	0	6	9	16
	中	3	0	1	0	0	3	7	
道志村	小	1	1	0	0	0	0	2	4
	中	1	0	0	0	0	1	2	
西桂町	小	1	0	0	0	1	1	3	4
	中	1	0	0	0	0	0	1	
忍野村	小	1	0	0	1	0	1	3	5
	中	1	0	0	0	0	1	2	
山中湖村	小	1	0	0	0	1	1	3	3
	中	0	0	0	0	0	0	0	
鳴沢村	小	0	0	1	0	0	1	2	2
富士河口湖町	小	4	2	0	0	0	5	11	15
	中	1	0	0	0	1	2	4	
河口湖南中	中	1	0	0	1	0	1	3	3
大月市	小	5	1	1	0	0	4	11	17
	中	2	0	1	1	0	2	6	
上野原市	小	4	0	1	0	0	4	9	15
	中	3	1	0	0	0	2	6	
小菅村	小	1	0	0	0	0	1	2	3
	中	0	0	0	0	0	1	1	
丹波山村	小	0	0	0	0	0	0	0	1
	中	0	0	0	0	0	1	1	
計	小	141	21	29	4	16	159	370	
	中	68	5	7	3	5	76	164	
合計	小中	209	26	36	7	21	235	534	

資料1-② 小・中学校における通級による指導の状況

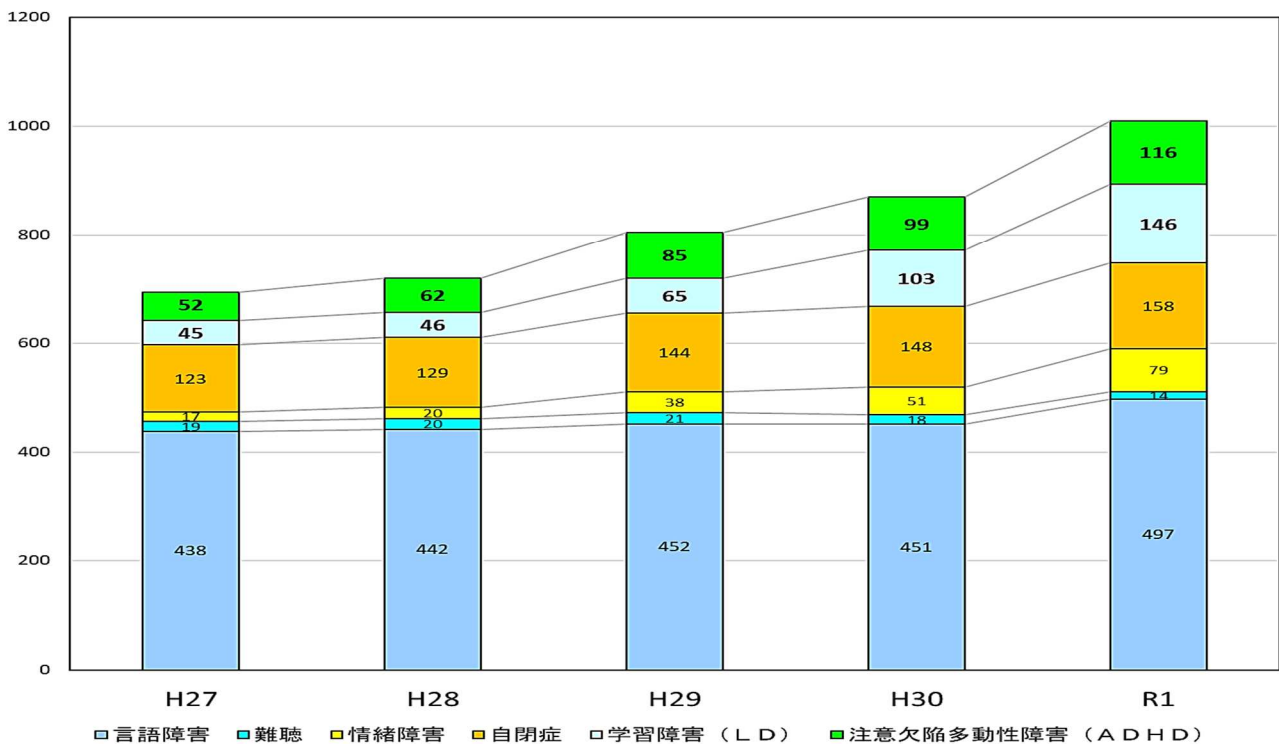
全国の通級による指導を受けている児童生徒数の推移（H5～H29）



※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定（併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応）

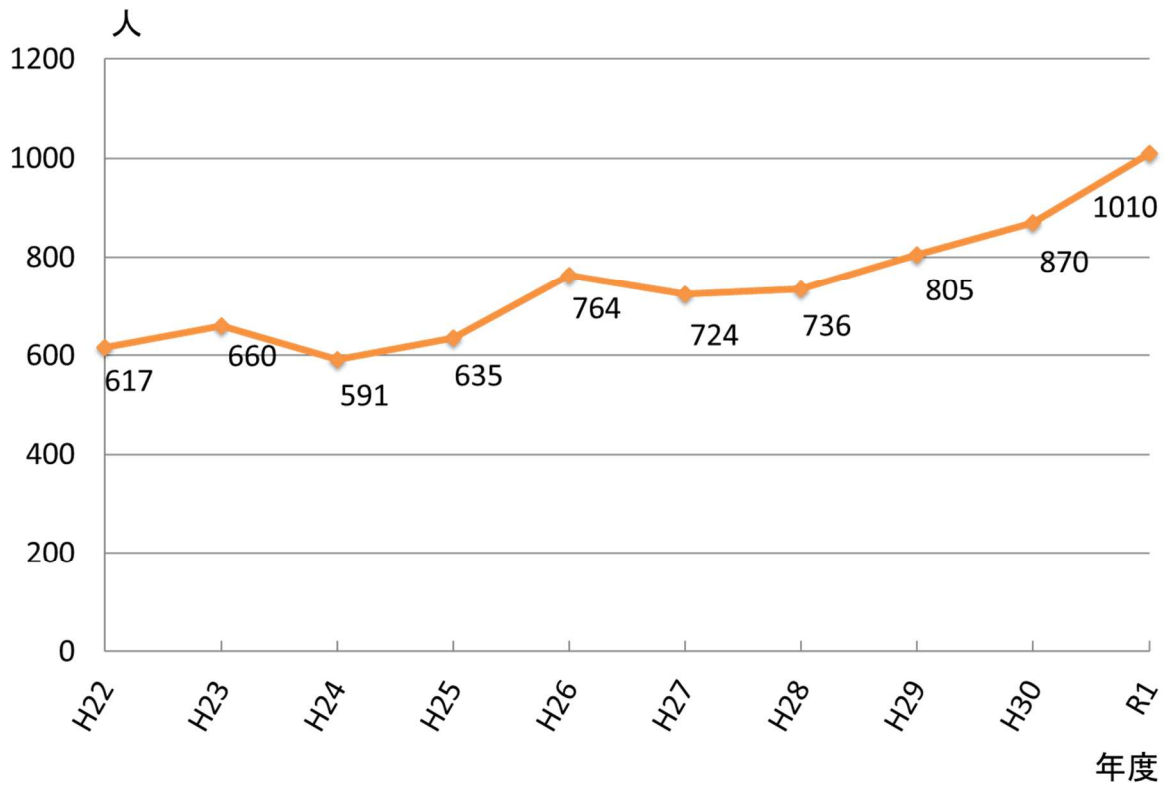
（出典）文部科学省資料

本県の通級による指導を受けている児童生徒数の推移（H27～R1）



高校改革・特別支援教育課調べ

本県の通級による指導を受けている児童生徒数の推移（H22～R1）



高校改革・特別支援教育課調べ

本県の通級による指導の形態別の児童生徒の状況（R1）

対象	形態	言語障害	自閉症	情緒障害	LD	ADHD	合計
小学生	自校通級	108	58	26	54	47	293
	他校通級	375	72	14	56	53	570
	巡回指導	6	2	1	5	4	18
中学生	自校通級	1	16	18	21	8	64
	他校通級	3	1	0	4	3	11
	巡回指導	4	9	20	6	1	40
合計		497	158	79	146	116	996

通級による指導（ろう学校）

区分	小学生	中学生	合計
難聴	9	5	14

高校改革・特別支援教育課調べ

本県の通級による指導の設置学級の状況（R1）

障害種等			平成30年度		令和元年度		増減
			学校数	学級数	学校数	学級数	学級数
通級による指導	言語障害	小	2	2教室	1	1教室	-1
	発達障害 情緒障害	小	3	3教室	3	3教室	0
		中	1	1教室	1	1教室	0
	言語障害 発達障害 情緒障害	小	13	13教室	14	14教室	1
		中	2	2教室	4	4教室	2
聴覚障害	小・中	1 (ろう学校)	1教室	1 (ろう学校)	1教室	0	

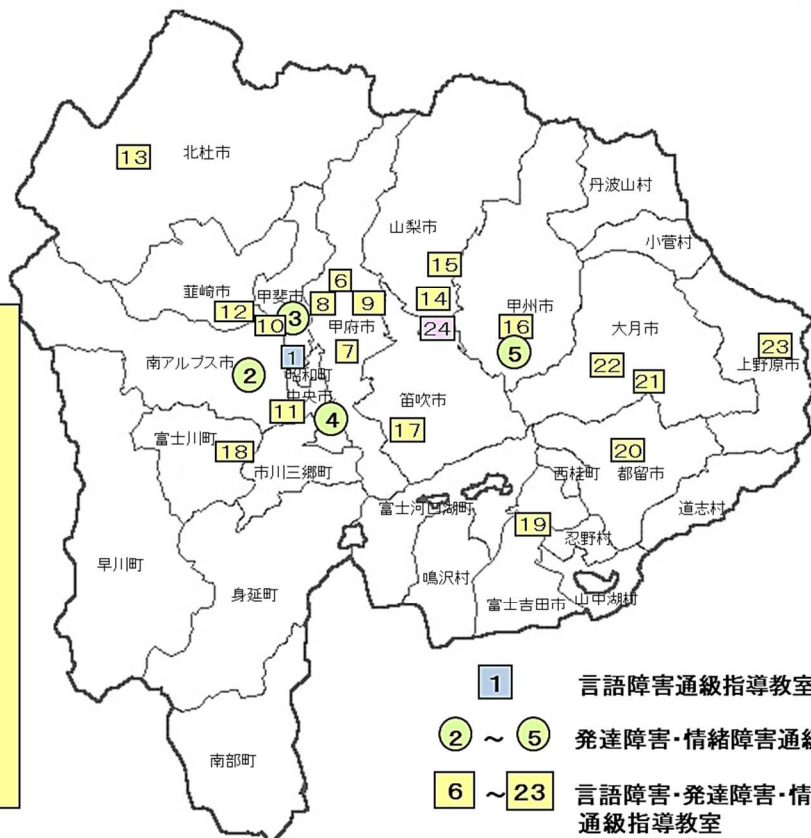
高校改革・特別支援教育課調べ

言語障害通級指導教室
(ことばの教室)
1: 甲斐市立竜王南小学校

発達障害・情緒障害通級指導教室
(サポートルーム)
②南アルプス市立若草南小学校
③甲斐市立竜王小学校
④中央市立三村小学校
⑤甲州市立堀山中学校

言語障害・
発達障害・情緒障害通級指導教室
(ことばと発達のサポートルーム)
6: 甲府市立新紺屋小学校
7: 甲府市立伊勢小学校
8: 甲府市立新田小学校
9: 甲府市立善誘館小学校
10: 甲斐市立竜王中学校
11: 中央市立玉穂中学校
12: 韮崎市立韮崎小学校
13: 北杜市立長坂小学校
14: 山梨市立日下部小学校
15: 山梨市立山梨北中学校(R1新設)
16: 甲州市立堀山南小学校
17: 笛吹市立八代小学校(R1障害種追加)
18: 富士川町立鯉沢小学校
19: 富士吉田市立下吉田第二小学校
20: 都留市立谷村第一小学校
21: 大月市立大月東小学校
22: 大月市立大月東中学校(R1新設)
23: 上野原市立上野原小学校

24: 山梨県立ろう学校
(難聴への通級による指導)



- 1 言語障害通級指導教室
- ② ~ ⑤ 発達障害・情緒障害通級指導教室
- 6 ~ 23 言語障害・発達障害・情緒障害通級指導教室
- 24 難聴通級指導教室

高校改革・特別支援教育課調べ

資料1-③ 高等学校における通級による指導の状況

全国の高等学校における通級による指導の状況 (R1)

都道府県

指定都市

都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数 ※1		都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数 ※1		都道府県名	2019年度実施予定	実施予定学校数	
		うち他校通級受入れ学校数				うち他校通級受入れ学校数				うち他校通級受入れ学校数	
北海道	○	4	0	奈良県	○	1	0	札幌市	○	1	0
青森県	○	1	0	和歌山県	○	3	0	仙台市	—	0	0
岩手県	○	2	1	鳥取県	○	3	0	さいたま市	—	0	0
宮城県	○	4	0	島根県	○	3	0	千葉市	○	1	0
秋田県	○	1	0	岡山県	○	4※2	0	川崎市	—	0	0
山形県	○	2	0	広島県	○	未定※3	—	横浜市	—	0	0
福島県	○	1	0	山口県	○	13	0	新潟市	○	1	0
茨城県	○	2	0	徳島県	○	1	0	静岡市	—	0	0
栃木県	○	2	0	香川県	○	2	0	浜松市	—	0	0
群馬県	○	3	0	愛媛県	○	2	0	名古屋市	—	0	0
埼玉県	○	4	0	高知県	○	4	0	京都市	○	2	0
千葉県	○	3	0	福岡県	○	4	4	大阪市	—	0	0
東京都	○	1	0	佐賀県	○	1	0	堺市	—	0	0
神奈川県	○	3	0	長崎県	○	5	0	神戸市	○	8	0
新潟県	○	2	0	熊本県	○	4	0	岡山市	—	0	0
富山県	○	4	0	大分県	○	1	0	広島市	○	1	0
石川県	○	3	0	宮崎県	○	9	1	北九州市	—	0	0
福井県	○	11	0	鹿児島県	○	2	0	福岡市	○	4	0
山梨県	○	2	0	沖縄県	○	1	0	熊本市	—	0	0
長野県	○	2	0	合計		47	160	合計		7	18
岐阜県	○	3	1								0
静岡県	○	16	0								
愛知県	○	2	0								
三重県	○	1	0								
滋賀県	○	1	0								
京都府	○	1	0								
大阪府	○	4	0								
兵庫県	○	12	0								

(札幌市は高等学校等を設置していないため掲載していない。)

※1 通級による指導を実施するための通級指導教室を設置する予定の高等学校の数。(一つの学校等において複数の障害種の通級指導教室を設置したり、複数の学科で行ったりする場合も「1か所」として計算している。他校の生徒を受け入れて通級による指導を行うことを可能としている学校も含まれる。)

※2 うち1校は、県内の市町村(指定都市を除く。)立高等学校における実施予定箇所数である。

※3 2019年4月現在で、通級による指導を実施する高等学校はないが、県独自に示した通級実施プロセスに応じて段階的に取組を進めている。

出典：文部科学省資料

本県の高等学校における通級による指導の状況 (R1)

1 中央高等学校における通級による指導

- ・「高等学校における通級による指導実践研究校事業」H30・R1
- ・自校通級の方式
- ・2・3年生8人を対象で開始(後期から1年生5人を追加する予定)
- ・学校設定教科・科目「社会探究、社会探究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」
- ・H31年3月に6人の生徒が2単位を取得
- ※R2年度からは、新たな実践研究校事業の指定校を1校追加予定

2 県立ろう学校における通級による指導

- ・H30から吉田高等学校・都留高等学校で開始(1年生を対象)し、次年度以降は年次進行
- ・巡回による指導の方式
- ・放課後の指導(当該校の教育課程に追加)

資料1-④ 通常の学級に在籍する児童生徒の状況

本県の通常の学級に在籍する特別の支援を必要とする児童生徒数（H23～H29）

【小学校】

	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度
通常の学級在籍人数(人)	46,144	43,071	40,812	39,081
特別の支援を必要とする児童(人)	1,688	1,862	2,168	2,707
割合 (%)	3.66	4.32	5.31	6.93

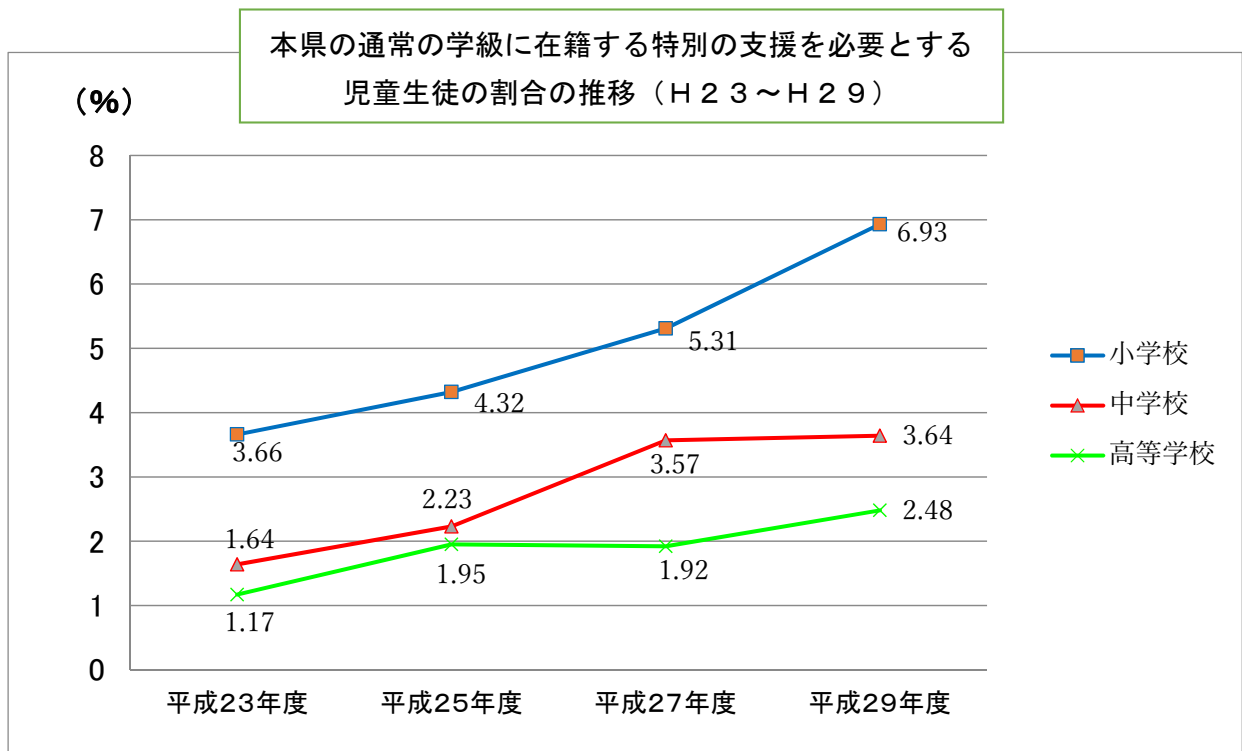
【中学校】

	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度
通常の学級在籍人数(人)	24,420	23,007	22,012	20,783
特別の支援を必要とする生徒(人)	400	513	786	756
割合 (%)	1.64	2.23	3.57	3.64

【高等学校】

	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度
通常の学級在籍人数(人)	21,736	20,952	19,864	18,948
特別の支援を必要とする生徒(人)	254	408	382	469
割合 (%)	1.17	1.95	1.92	2.48

※県内公立小・中学校、高等学校への隔年調査



本県の公立高等学校における特別の支援を必要とする生徒の状況等調査（R1）

高校改革・特別支援教育課

公立高等学校における特別の支援を必要とする生徒の状況等調査結果

- 1 調査期間 令和元年9月1日～令和元年9月24日
- 2 調査対象 県内の公立高等学校管理職（市立高等学校を含む）
- 3 調査内容 令和元年9月1日現在、各校在籍生徒のうち、特別の支援を必要とする生徒の状況
- 4 回答校数 37校（定時制課程、通信制課程が設置されている学校は、それぞれ別カウント） * 回収率100%
- 5 結果

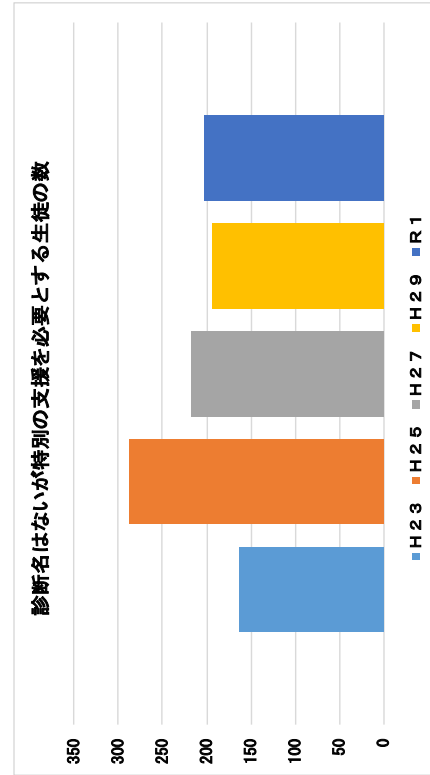
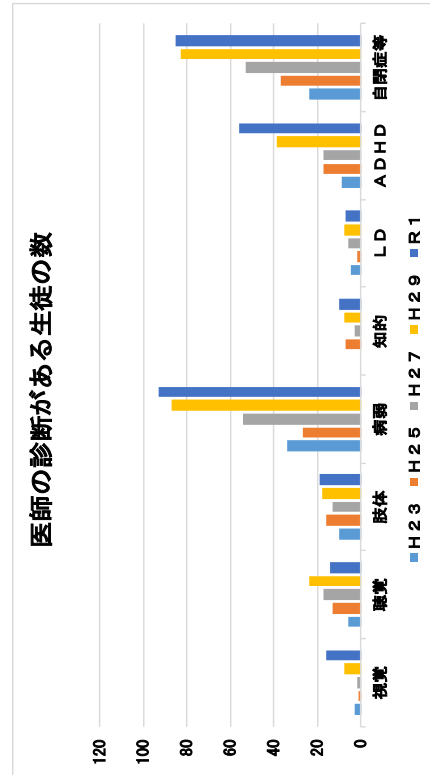
(1) 特別の支援を必要とする生徒の状況

障害名	医師の診断がある生徒の数							診断名はないが特別の支援を必要とする生徒の数	合計	在籍率
	視覚	聴覚	肢体	病弱	知的	LD ^{※1}	ADHD ^{※2}			
H23	3	6	10	34	0	5	9	24	254	1.17%
H25	1	13	16	27	7	2	17	37	408	1.95%
H27	2	17	13	54	3	6	17	53	382	1.92%
H29	8	24	18	87	8	8	39	83	469	2.48%
R1	16	14	19	93	10	7	56	85	503	2.83%

LD^{※1}:学習障害

ADHD^{※2}:注意欠陥多動性障害

自閉症等^{※3}:自閉症、高機能自閉症、広汎性発達障害、自閉スペクトラム障害



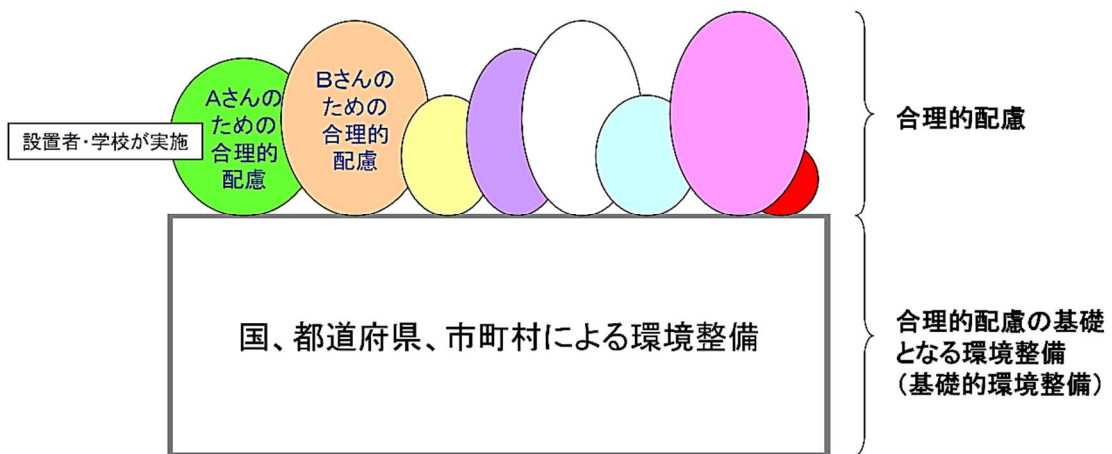
高校改革・特別支援教育課調べ

資料1-⑤ 合理的配慮の提供について

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」中央教育審議会初等中等教育分科会（H24）

- (1) 共生社会の形成に向けて
- (2) 就学相談・就学先決定の在り方について
- (3) 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- (4) 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- (5) 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

合理的配慮について
 障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。



障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。

「合理的配慮」の基礎となる環境整備 → 「基礎的環境整備」

(出典) 文部科学省資料

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(H28)

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止している。

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。

平成28年4月1日から施行!

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者に対しては、対応に努めること)を求めています。

合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。
合理的配慮サーチでは、障害のある方のニーズから検索ができます。検索結果は、多岐、さらに詳細な検索が可能です。

内閣府
ホームページ: <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

障害者差別解消法による義務及び努力義務 しない差別

する差別	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮	職員対応要領	事業者対応指針
国	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	所掌する分野について策定義務 (第11条1項)
地方公共団体	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	努力義務 (第10条1項)	— (※)
国立大学法人	義務 (第7条1項)	義務 (第7条2項)	義務 (第9条1項)	— (※)
学校法人	義務 (第8条1項)	努力義務 (第8条2項)	—	対応指針の対象

インクルーシブ教育システムの構築に向けた「合理的配慮」実践研究事業

【趣旨】

本事業は、各学校が障害のある子どもに対してその状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を蓄積するとともに、適切な「合理的配慮」のための校内体制を整備すること等に資するため、特定の学校を指定し、その学校が実践事例や、実践上の成果・課題、並びに課題の解決策などについて研究・検討を行い、その普及を図ることにより、「合理的配慮」に関する関係者の共通理解を醸成していくものである。

【事業内容】

(1) 校内の実施体制の整備

指定校は、管理職、学級担任及び専門的な知識や技能を有する教員等関係者からなる検討委員会を設置するなど、在籍児童生徒等へ「合理的配慮」を提供するための校内体制を整備する。

(2) 合理的配慮の検討

指定校は、在籍する児童生徒等の障害の状態や教育的ニーズ等を把握の上「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」などを活用して、当該児童生徒等に関する「合理的配慮」について検討・決定し、それぞれの計画に明記する。その際、必要に応じて、外部専門家等を活用することができる。

(3) 合理的配慮の提供

指定校において、当該児童生徒等に対する「合理的配慮」を提供する。

(4) 合理的配慮の評価

指定校において、当該児童生徒等に提供した「合理的配慮」の内容を検証し、成果や課題、課題への対応等を取りまとめる。その際、必要に応じて、外部専門家等を活用することができる。

(5) 事例の記録

「合理的配慮」が提供された当該児童生徒等の障害の状態、学校における基礎的環境整備の状況、及び当該児童生徒等への「合理的配慮」の内容について児童生徒ごとに記録し、整理する。

年 度	研 究 指 定 校
平成26年度	ふじざくら支援学校 あけぼの支援学校 かえで支援学校
平成27年度	ふじざくら支援学校 あけぼの支援学校 かえで支援学校 盲学校 甲府支援学校
平成28年度	盲学校 甲府支援学校
平成29年度	ろう学校 やまびこ支援学校
平成30年度	ろう学校 やまびこ支援学校
令和元年度	富士見支援学校
令和2年度	富士見支援学校